

請願第5の3号

「誰もが安心してくらせる社会の実現」に向けた緊急要請に関する請願

地方自治法第124条の規定により別紙のとおり請願があったので、議会に提出する。

令和6年3月19日 提出

四條畷市議会議長 森 本 勉

「誰もが安心してくらせる社会の実現」に向けた緊急要請に関する請願書

紹 介 議 員

氏名 島 弘一





文書分類コード	14-2-6	総冊コード	49
---------	--------	-------	----

2024年 2月 26日

四條畷市議会議長
森本 勉 あて

請願者 住所 〒 [REDACTED]
[REDACTED]
電話番号 [REDACTED]
団体名 連合寝大畷地区協議会 [REDACTED]
氏名 (代表者) [REDACTED] [REDACTED]

「誰もが安心してくらせる社会の実現」に向けた緊急要請に関する請願

請願の趣旨

賃上げの流れが社会全体に十分に広がっているとは言えない中、食料品をはじめとする生活必需品の価格上昇が、国民生活、特に低所得者の生活を圧迫し続けています。対策がなされないまま生活必需品の価格上昇が続くと、生活不安から買い控えなどが起きかねず、国民の健康などへの影響が懸念されます。

連合・連合大阪は、政府に対して、国民のくらしを守る責任、「公平・連帯・納得」の税制改革の観点で、誰もが安心してくらせる社会を実現するために、恒久的で実効性ある対策として税制改正に取り組むことを求めています。

四條畷市議会におかれましても、こうした連合・連合大阪の考えに賛同し、国に対して、連合が求める税制改正の実現を求める要望を行っていただくようお願い申し上げます。

1. 低所得者の負担軽減と就労支援に向けて「給付付き税額控除」の仕組みを構築し、基礎的消費にかかる消費税負担分を給付する「消費税還付制度」や社会保険料・雇用保険料（労働者負担分）の半額相当分を所得税から控除する「就労支援給付制度」を導入する。